

統一特許裁判所（UPC）準備委員会、UPCの裁判官の採用等についてスケジュールを公表

2022年4月7日

JETRO デュッセルドルフ事務所

統一特許裁判所（UPC）準備委員会は、2022年4月7日、UPCの裁判官の採用等についてのスケジュールをニュースリリースにて公表した。

本ニュースリリースの概要は、以下のとおりである。

- ・ 諮問委員会では、裁判官候補の面接を開始し、5月まで面接が行われる予定。
- ・ その後、諮問委員会は管理委員会に勧告を提出し、管理委員会が最終的に裁判官を任命する。現在の計画では、裁判官の任命は夏季休暇前に行われることになっている。
- ・ 任命後、裁判官は2人の裁判所長官（控訴裁判所長官及び第一審裁判所長官）を選出し、理事会を構成する。その後、登記官と副登記官が採用される。
- ・ 任命された裁判官は、事件管理システムや裁判所の二次法などを含む広範囲なトレーニングプログラムを受けることになる。
- ・ 裁判官の採用と並行して、医療・社会保障制度の調達、事件管理システムを含むITシステム、コーポレート機能の最終調整、新ウェブサイトの開発が行われている。
- ・ 裁判所の運用開始の時期は、準備作業の進捗状況によって決定される。2022年の最終四半期か2023年の早い時期に実現するという評価が妥当である。
- ・ UPC協定は、管理委員会がUPCの運用開始を確信した時に、ドイツが批准書を寄託して、その後4ヶ月目の初日に発効する予定である。ドイツの批准書の寄託は、既存の欧州特許をUPCの管轄から外すオプトアウトが可能となるサンライズ期間の開始を意味する。

2022年1月にUPCの暫定適用期間が開始され、諮問委員会、管理委員会、予算委員会の設立に続いて、裁判官の採用について初めてそのスケジュールが示された。

他方、裁判官の採用については、暫定適用期間におけるもっとも重要なプロセスとされており、計画通りに進むか否かが、UPCの運用開始時期に大きな影響を与えるものと考えられ、その他従来から指摘されている点¹とともに今後の動向を注視する必要がある。

¹ UPC協定（UPC協定第7条(2)）には、「中央部は、パリに所在し、その支部をロンドン及びミュンヘンに置く。」と規定され、UPCの第一審裁判所の中央部の一つがロンドンに置かれることとなっている。また、イタリア外務・国際協力省が、ロンドンに代わる新しいUPCの所在地としてミラノの立候補を提示する意図を表明している。他方、これらについてはUPCの発効自体に影響を及ぼさず、発効後に批准国等で調整されるとの指摘もある。

－ UPC 準備委員会のニュースリリースは、以下参照 －

[The Provisional Application Phase and the UPC's expected timeline](#)

- － 欧州単一効特許・統一特許裁判所制度に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －
- [UPC 協定の暫定的適用に関する議定書が発効 \(2022 年 1 月 19 日\) \(PDF\)](#)
- [統一特許裁判所 \(UPC\) 準備委員会、UPC 協定発効の目安時期について公表 \(2021 年 8 月 19 日\) \(PDF\)](#)
- [ドイツの統一特許裁判所 \(UPC\) 協定承認法、大統領による署名を経て公布 \(2021 年 8 月 13 日\) \(PDF\)](#)
- [ドイツ連邦憲法裁判所、統一特許裁判所 \(UPC\) 協定承認法に対する憲法異議は認められないと判断 \(2021 年 7 月 9 日\) \(PDF\)](#)
- [ドイツ連邦参議院、統一特許裁判所 \(UPC\) 協定批准に係る法案を可決 \(2020 年 12 月 18 日\) \(PDF\)](#)
- [ドイツ連邦議会、統一特許裁判所 \(UPC\) 協定批准に係る法案を可決 \(2020 年 11 月 27 日\) \(PDF\)](#)
- [ドイツ連邦政府、統一特許裁判所 \(UPC\) 協定批准に係る法案を連邦議会に提出 \(2020 年 10 月 2 日\) \(PDF\)](#)
- [ドイツ連邦司法・消費者保護省、統一特許裁判所 \(UPC\) 協定批准に係る法律の草案を公表 \(2020 年 6 月 12 日\) \(PDF\)](#)
- [ドイツ連邦憲法裁判所、統一特許裁判所協定批准に係る法案を無効と判断 \(2020 年 3 月 20 日\) \(PDF\)](#)
- [英国公認特許代理人協会等、英国政府が欧州単一効特許・統一特許裁判所制度への参加を追求しない旨公表 \(2020 年 3 月 1 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許庁及び EU 加盟国の代表、単一特許パッケージの迅速な実施を求める \(2020 年 1 月 13 日\) \(PDF\)](#)
- [英国、欧州統一特許裁判所 \(UPC\) 協定を批准 \(2018 年 4 月 30 日\) \(PDF\)](#)
- [英国上院 \(貴族院\)、統一特許裁判所協定関連法案を採択 \(2017 年 12 月 15 日\) \(PDF\)](#)
- [英国下院 \(庶民院\)、統一特許裁判所協定関連法案を採択、上院 \(貴族院\) 審議へ \(2017 年 12 月 11 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許庁、欧州単一特許ガイドを公表 \(2017 年 8 月 21 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所協定施行時期に関する見解を表明 \(2017 年 6 月 28 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産連盟 \(IP Federation\)、欧州統一特許裁判所準備委員会に対して意見書を提出 \(2017 年 6 月 16 日\) \(PDF\)](#)
- [英国商工会議所及び欧州商工会議所、英国政府に対して統一特許裁判所協定批准を求める共同文書を提出 \(2017 年 5 月 30 日\) \(PDF\)](#)

- [ドイツ連邦参議院、欧州単一特許・統一特許裁判所協定関連法案を採択（2017年4月3日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦議会、欧州単一特許・統一特許裁判所協定関連法案を採択、連邦参議院送付へ（2017年3月10日）（PDF）](#)
- [イタリア、欧州統一特許裁判所協定批准をEU理事会に通知（2017年2月13日）（PDF）](#)
- [オランダ、欧州統一特許裁判所協定批准をEU理事会に通知（2016年9月16日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、国民投票の結果を受けて知財法制に関する見解を公表（2016年8月4日）（PDF）](#)
- [欧州特許庁、英国におけるEU離脱の是非を問う国民投票結果について声明を公表（2016年6月27日）（PDF）](#)
- [ブルガリア、欧州統一特許裁判所協定批准をEU理事会に通知（2016年6月17日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、裁判手数料及び回収可能費用規則とガイドラインを採択（2016年3月1日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、調停規則を採択（2016年2月16日）（PDF）](#)
- [フィンランド、欧州統一特許裁判所協定批准をEU理事会に通知（2016年1月25日）（PDF）](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の料金、更新手数料収入配分、予算・財政に関する規則を採択（2015年12月22日）（PDF）](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料収入の配分割合を採択（2015年11月20日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の手続規則を採択（2015年10月29日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所協定の暫定適用に関する議定書にEUの7加盟国が署名（2015年10月15日）（PDF）](#)
- [イタリアが欧州単一特許の枠組みに正式に参加（2015年9月30日）（PDF）](#)
- [ポルトガル、欧州統一特許裁判所協定批准のための国内手続を完了（2015年8月23日）（PDF）](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料水準の素案を採択（2015年6月25日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の料金体系についてパブリック・コメントを募集開始（2015年5月11日）（PDF）](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、EPOが提出した欧州単一特許の更新手数料水準の素案の議論を開始（2015年3月31日）（PDF）](#)
- [ビジネスヨーロッパ、欧州特許庁作成の欧州単一特許の更新手数料水準の素案に対し懸念を表明する書簡を公表（2015年3月20日）（PDF）](#)

- [欧州統一特許裁判所準備委員会、準備の進捗状況と今後の予定を公表（2014年9月18日）（PDF）](#)

（以上）